

6 小荷物運賃（片道）

「小荷物」とは、船舶により運送を委託することができる物品で、物品の三辺の長さの和が200センチメートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下のものをいう。

ただし、次項で規定される物品を除く。

適用範囲	単位	区分	地島～神湊	大島～神湊
三辺の長さの和が200cm以下で、かつ、重量30kg以下（荷送人1人につき、原則5個までを限度とする。）	1個	重量が10kg以下	50円	100円
		重量が10kgを超え20kg以下	100円	210円
		重量が20kgを超え30kg以下	150円	320円